

執筆者:

[E-mail](mailto:shimomura@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:shimomura@nishimura-asahi.com) [吉本 祐介](mailto:shimomura@nishimura-asahi.com)[E-mail](mailto:rjonathan@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:rjonathan@nishimura-asahi.com) [Rainer F. Jonathan<sup>1</sup>](mailto:rjonathan@nishimura-asahi.com)[E-mail](mailto:irfansyah@nishimura-asahi.com) [✉](mailto:irfansyah@nishimura-asahi.com) [Irfansyah D.I. Nasution<sup>1</sup>](mailto:irfansyah@nishimura-asahi.com)

インドネシアの運輸大臣は、COVID-19 の感染拡大防止及びインドネシアへの変異ウィルスの侵入阻止を図るため、COVID-19 アウトブレイク中の航空輸送による国際旅行実施のためのガイドラインに関する 2021 年運輸大臣通達 74 号(以下「本ガイドライン」といいます。)を制定しました。

本ガイドラインは、インドネシア国民と、インドネシアに入国する資格のある外国人(以下「入国者」と総称します。)の双方に適用されます。「資格のある外国人」とは、(i)恒久居住許可(Izin Tinggal Tetap – ITAP)又は暫定居住許可(Izin Tinggal Terbatas – ITAS)の保有者、(ii)医療及び人道目的でインドネシアに入国する者、(iii)乗務員、(iv)隔離免除の取決めに基づく入国者、並びに(v)インドネシア政府から特別許可を受けた者などを意味します。

本ガイドラインでは、入国者は、以下の入国手続きと衛生プロトコールを遵守する必要があるとされています。

## I. 入国可能な空港

空路の場合、ジャカルタ近郊の Soekarno-Hatta 国際空港又はマナドの Sam Ratulangi 国際空港のいずれかから入国する必要があります。

## II. プロトコール

### 1 入国者は、入国時に、以下を提示しなければなりません。

文書	備考
ワクチン接種証明書(接種国の言語に加えて英語で記載されている必要があります。なお、紙とデジタル文書のいずれでも構いません。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要なワクチン投与がなされていることが記載されている必要があります。投与について記載されていない場合、RT-PCR 検査で 2 回陰性と判定された後に、隔離施設でワクチンを接種する必要があります。なお、外国人の場合、隔離施設でのワクチン接種は、(a)12 歳から 17 歳の者、(b)外交官ビザ保有者、及び(c)恒久居住許可又は暫定居住許可カードの保有者のみが受けることができます。</li> <li>ワクチン接種証明書は、(a)健康上の理由でワクチンを接種できない者、(b)18 歳未満の者、及び(c)トランジット目的で到着する者については免除されています。</li> </ul>

<sup>1</sup> 提携事務所所属

RT-PCR 検査結果	出発時間の 72 時間以内に行われた RT-PCR 検査の陰性証明を提示する必要があります。
PeduliLindungi アプリ	インドネシア政府が管理する Android 及び IOS 向けのアプリをインストールしている必要があります。
電子健康アラートカード (E-Hac)	PeduliLindungi アプリを通じたオンライン申告、又は出発空港でのマニュアル申告により取得します。
健康保険・旅行保険(外国人のみ)	COVID-19 のための強制隔離及び COVID-19 陽性時の治療費をカバーしている必要があります。

## 2 入国者は、空港で RT-PCR 検査を受ける必要があります。

- a. COVID-19 の検査結果が陽性の場合、入国者は、病院で治療を受けなければなりません。インドネシア国民については、医療費はインドネシア政府が負担しますが、外国人については、医療費は、自己又はビザのスポンサーの負担となります。
- b. COVID-19 の検査結果が陰性の場合、入国者は、COVID-19 タスクフォースが推奨する隔離施設で 8 日間隔離されます。

## 3 隔離期間の 7 日目に、入国者は、隔離施設で再度 RT-PCR 検査を受けます。

- a. COVID-19 の検査結果が陽性の場合、病院で治療を受けなければなりません。
- b. COVID-19 の検査結果が陰性の場合、隔離期間経過後に隔離から解放され、隔離施設を出ることができます。

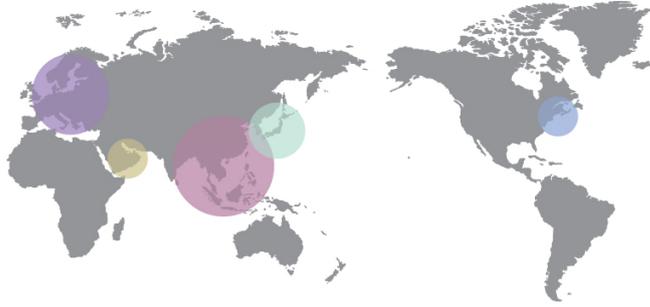
本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子  
中川佳宣

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walangi  
Rosetini & Partners Law Firm  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@nishimura.com  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com  
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
カウンセラー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所